

○環境省告示第 号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に
 関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律
 第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権
 利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定に	平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」）	平成二十八年九月三十日

<p>より、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの</p>	<p>という。）及び大分県の区域内において当該許可に係る工事を行う者</p>
<p>温泉法第十一条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間（同法第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第</p>	<p>特定被災区域及び大分県の区域内において当該許可に係る工事を行う者</p>

<p>二項の規定により更新されたものを含む。)が満了するもの</p>	<p>自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項の規定による許可であつて、同法第三十二条の規定に基づく条件により、平成二十八年九月二十九日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの</p>
	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>十七号) 第七条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定によ</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>る許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定による許可であつて、同条第二</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録であつて</p>	<p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>	

<p>、同法第十三条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条第一項の規定による飼養の登録であつて、同条第四項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの</p>
<p>特定被災区域に当該登録に係る住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者</p>	